

小選挙区を固定する0増5減法案の衆議院通過に抗議する声明

1 2013年4月23日、自民・公明両党は、衆議院選挙区定数の「0増5減」を含む区割り改定を盛り込んだ公職選挙法改正案（以下「0増5減案」と言う。）を野党の反対を押し切り衆院本会議で賛成多数で可決し、参議院に送付した。

しかし、0増5減案は、2011年3月23日に最高裁が憲法の投票価値の平等の要求に反するとして違憲状態であると判断した「1人別枠方式」による配分を実質的に残すものであって、1票の格差を2倍未満としようとする小手先の弥縫策に過ぎない。同案では一票の格差が1.998倍も残される上、小選挙区制では人口変動による格差の拡大が避けられないため、総務省が本年3月に行った総務省の人口推計によれば少なくとも6選挙区で既に格差は2倍を超えていることが明らかとなっている。0増5減法は投票価値の平等という憲法の要請に応えられない欠陥法にほかならない。

しかも、0増5減案は、本年3月7日の札幌高裁判決が「最高裁判決が求めた改正とは質的に異なる」と批判し、同月26日の広島高裁岡山支部判決が「投票価値の格差是正のための立法措置を行ったとは到底いいがたい」と批判したものであり、全国の高裁で相次ぐ違憲・無効判決に背を向けるものである。0増5減案は、投票価値の平等という観点から、極めて不十分な改正であると言わざるを得ない。

2 選挙制度をめぐって問われているのは、現行の小選挙区制が第一党に得票率をはるかに超える過剰な議席を与え、大きく民意を歪める点である。こうした小選挙区制の弊害は、昨年12月に行われた衆議院総選挙の小選挙区において自民党が43%の得票率で79%もの議席を獲得し、「虚構の多数」によって政権を獲得したことに如実に示されている。ところが、与党による0増5減の先行処理は、抜本的な選挙制度改革を棚上げにして小選挙区制を固定するものにほかならない。さらに、自民・公明両党は、民意をもっとも正確に反映する比例代表の定数を30削減することに合意しており、いっそう民意を歪曲し、切り捨てることをねらっている。

日本国憲法は、国民主権と議会制民主主義をうたい、国民はその代表機関である議会を通じて行動し、議会の行動は国民の意思を反映するものとみなされる。こうした議会制民主主義が正当性を有するというためには、国民が議会に送り出す代表者を選出する選挙において国民の意思が公正に議会に反映されなければならない。

今求められているのは、民意を歪める弊害が明らかな小選挙区制を抜本的に改め、真に民意を反映した選挙制度に抜本的に改めることである。

自由法曹団は、民意を歪曲する小選挙区制を固定化し、更なる民意の切り捨てをねらう0増5減案の衆院通過に強く抗議し、衆議院の比例定数削減に反対し、小選挙区制を廃止して民意を反映する選挙制度を実現するために引き続き全力を挙げて取り組んでいくものである。

2013年4月26日

自由法曹団
団長 篠原義仁